

九州森林管理局交渉（全国林野関連労働組合九州地方本部九州森林管理局分会）

議 事 要 旨

1 日 時 令和4年8月25日（水） 17時20分～18時18分

2 場 所 九州森林管理局内会議室

3 出席者

九州森林管理局	岩井 広樹	総務企画部長
同	岩下 隆徳	総務課長
同	小糸 照雄	総務課課長補佐（総務担当）
同	峰 俊之	総務課課長補佐（福利厚生担当）

林野関連労働組合九州地方本部

九州森林管理局分会	中川 秀樹	委員長
同	西山 太英	副委員長
同	内海 康雄	書記長
同	小山 雄平	執行委員
同	後藤 一哉	執行委員
同	藤崎恵莉佳	執行委員

4 交渉概要

（当局）

ただいまより、先般申し入れのあった交渉を開始する。あらかじめ窓口において予備交渉を行い、交渉時間、交渉項目等をやりとりしているので、それに基づき進行をお願いする。

（職員団体）

九州森林管理局においては、時間外労働が依然として顕在化しており、心身の健康にも深刻な影響を及ぼす恐れがあると考えている。実効性ある時間外労働の縮減対策を行うこと。

また、サービス残業とならないよう適正な超過勤務命令とすること。

さらに、定時退庁日の定着化、併せて年次有給休暇が取得しやすい職場環境づくりに努め、取得率を向上させること。

（当局）

超過勤務時間の縮減等、勤務時間の短縮については、職員の心身の健康保持及びゆとりある生活の実現等の観点から、重要な課題であると認識しているところである。

本局では毎月の定時退庁週間や毎週水・金の定時退庁日を庁内放送でお知らせする等の取り組みが浸透したものと考えている。

引き続き、毎月の超過勤務の実施状況をチェックして、特定の係が業務過重とならないよう、応援体制の整備等を図るとともに、超過勤務命令についても、本人からの申し出はもと

より、業務の進行状況を把握のうえで適切な命令を行うことで 縮減に向けた取組を進めてまいりたい。

なお、当局としては、サービス残業はないと認識しているところであり、引き続き、超勤の命令にあたっては、事前命令を徹底し、今後も適切な勤務時間管理を行うよう指導してまいりたい。

また、年次休暇の取得促進を図っていくことは、職員の心身の健康保持とゆとりある生活の実現等の観点から、大変重要なことであると認識しているところである。

年次休暇等の使用促進については、平成31年から年次休暇のより一層の計画的な使用を図るため、年5日以上使用することを確保するため各課長において計画表を作成することとされており、令和4年についても計画表の作成を各課に依頼しているところである。

引き続き、定期的取得状況をチェックし、各課長等に対して、「目配り・気配り」等を行いながら声掛けを行うなど、取得しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、管理者に対しても自ら率先して計画的な取得に努めるよう指導を徹底してまいりたい。

(職員団体)

課内においても各係で業務量に大きなアンバランスが生じている。

要員が不足している中、たまたま業務量の多い係になった者だけが負担を強いられるような職場は適正ではない。業務の一部負担を他の係に分担するなど、課内で 職員の意見等も聞きながら業務を平準化すること。

(当局)

係間の業務量の平準化については、課長等の指揮の下、係を越えた横断的な業務の応援等を行っているところである。

今後においても、職員への目配り、気配り、各職員の業務量の把握、無理無駄のない業務の割振りなどにより、特定の職員に負担がかからないよう工夫するとともに、非常勤職員や再任用職員の活用、事務の見直し、廃止も含めた業務の大胆な見直しを行い、業務の平準化に努めてまいりたい。

なお、一部の部署において業務量が過重との実態があるとなれば、改善するよう当該課長へ指導してまいりたい。

(職員団体)

セクハラ・パワハラについて勤務時内外にかかわらず、上司が部下に対し行き過ぎた行動や言動で本人及び周りの者を不快にすることがないように当局自らリーダーシップをとり、未然防止に努めること。

(当局)

セクハラ・パワハラなどの苦情に関する相談については、相談窓口及び相談員を設置し日常的な苦情等の相談に応じる体制を整備しているところであり、係る事案について相談しやすい雰囲気をつくとともに、問題が発生した場合は迅速かつ適切に対応する考えである。